

公 告

第 236 号

SGホールディングスグループ健康保険組合同規約第45条について
下記のとおり変更がありましたので公告します。

平成25年2月27日

SGホールディングスグループ健康保険組合

理事長 佐川 光

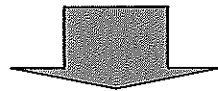


記

保険料率変更による規約変更

(保険料及び調整保険料の負担割合)

第45条 一般保険料額及び調整保険料額の合計額の $\frac{9}{2}$ 分の $\frac{4}{6}$ は事業主、
 $\frac{9}{2}$ 分の $\frac{4}{6}$ は被保険者において負担する。



(保険料及び調整保険料の負担割合)

第45条 一般保険料額及び調整保険料額の合計額の $\frac{9}{8}$ 分の $\frac{4}{9}$ は事業主、
 $\frac{9}{8}$ 分の $\frac{4}{9}$ は被保険者において負担する。

附則 この規約は平成25年3月1日から施行する